

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態 及びリサイクル認定事業者の現状に関する研究

園田由美子¹・金谷 健²

¹ 滋賀県立大学学生 環境科学部環境計画学科環境社会計画専攻
(〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500)

² 正会員 工博 滋賀県立大学教授 環境科学部環境政策・計画学科
(同上)
E-mail: kanaya@ses.usp.ac.jp

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態及びリサイクル認定事業者の現状を、それぞれ全国の実施自治体及び三重県・滋賀県のリサイクル認定事業者へのアンケート調査によって調べ、主に以下のことがわかった。①65%の自治体は、審査会の透明性が非常に低い。②69%の自治体は、リサイクル認定事業者に対して支援を行っている。③公共事業の際に認定製品の使用を義務付けている自治体は41%である。④リサイクル認定製品の自治体での利用実績及び利用率を把握している自治体はそれぞれ69%、6%であった。⑤三重県のリサイクル認定事業者の多くは、検査費用の負担軽減を、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、公共事業への取り入れ促進を要望している。

Key Words: recycled products, certification system, local government, recycling company, questionnaire survey

1. 研究の背景および目的

循環型社会形成推進基本法が 2000 年に成立し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に対する循環型社会システムの構築のための枠組みが法制面からも整備されてきた。このような現状の中で、地方自治体ではリサイクル製品認定制度を実施するところが増えており、2007 年 11 月現在、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、兵庫県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を除く 35 の自治体で実施されている。

リサイクル製品認定制度とは、リサイクル製品を都道府県が認定し、県や市町村が率先して利用しながら、リサイクルの推進を図っていくというものである。製品は、自治体発注の公共工事で利用できる再生資材と、トイレットペーパーや文具などの物品類などが主流である。2001 年のグリーン購入法の施行により、地方公共団体等には、環境物品等の調達方針の作成および当該方針に基づいて物品等の調達を行うよう努力義務が課せられた。これを受けて、多くの都道府県では、環境物品等の普及促進および

環境物品等に関する情報の提供を行うことを目的として、独自にリサイクル製品認定制度の構築を進めている。

リサイクル製品認定制度については、実施自治体からの事例報告はいくつか(例えば文献 1～文献 3)ある。しかしリサイクル製品認定制度の全国的な実態調査は、宮脇ら⁴⁾によるリサイクル製品認定の評価基準方法やフェロシルト問題構造分析などについての研究と、都築ら⁵⁾による道府県別や品目別の認定製品数、認定製品の販売価格や販売実績、各道府県の調達実績、認定製品に使用されている循環資源やその配合率、推計循環資源量などについての研究以外、学術雑誌等の論文や学会発表として見当たらず、リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態の詳細及びリサイクル認定事業者の現状の詳細は明らかではない。

そこで本研究では、リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態の詳細及びリサイクル認定事業者の現状の詳細を明らかにすることを目的として、研究を行った。

なお本研究で、「自治体」とは都道府県のことであり、「条例等」とはリサイクル製品認定制度に関する「条例」・「要綱」・「要領」などの総称である（制度が条例による自治体ばかりでなく、要綱や要領などによる自治体もある）。また「実施自治体」とは「条例等」を有する自治体のことである。

2. 調査方法

(1) リサイクル製品認定制度実施自治体の実施実態

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態の詳細を把握するため、自治体にアンケート調査票を、2008年9月5日に送付した（返信期限は2008年9月30日）。また、アンケート調査の結果を受けて追加アンケート調査を実施した（2008年11月7日に送付、返信期限は2008年11月20日）。

調査対象は、リサイクル製品認定制度を実施している35自治体であり、32自治体から返信があった。また、追加アンケート調査の対象はアンケート調査において返信があった32自治体であり、29自治体から返信があった。

(2) リサイクル認定事業者の現状

リサイクル認定事業者の現状を詳細するため、三重県の55のリサイクル認定事業者と滋賀県の29のリサイクル認定事業者に2008年10月31日にアンケート調査票を送付した（リサイクル認定事業者名は両県のHPに記載）。

三重県と滋賀県の事業者を取り上げた理由を述べる。まず、三重県を選んだ理由は2点ある。1点目は三重県が比較的早い時期から実施されているため、2点目は著者らの研究室で2004年度に行った研究⁶⁾と比較するためである。次に、滋賀県を選んだ理由は2点ある。1点目は滋賀県が比較的近年に実施されているため、2点目は滋賀県が、三重県の条例を参考にして制定しているためである。

返信期限を2008年11月17日とした。その結果、三重県の35のリサイクル認定事業者と、滋賀県の15のリサイクル認定事業者からの返信があった。

3. 結果および考察

(1) リサイクル製品認定制度実施自治体の実施実態

a) 認定製品の認定要件

条例等で、認定要件を明記している自治体は32自治体中27自治体あった。どのような要件があるのかを、各自治体の条例等を読んで抽出したところ、

表-1に示す14項目の認定要件となった。また、自治体ごとの認定要件の記載状況を、表-2に示す（表中の番号は、表-1の①～⑭に対応）。

「①主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること」が要件として明記されているのは27自治体のうち20自治体と多かったが、すべての自治体でなかったのは意外であった。なお「意外であった」と著者らが認識したのは、自治体のリサイクル製品認定制度は、単なるリサイクル推進というより、当該自治体内で発生した廃棄物（循環資源）のリサイクル推進に、すべての実施自治体で主眼がおかれているのであろう、と予想したからである。

また事業所の情報公開についての要件（③または⑧）が明記されているのは、21自治体と予想以上に多かった。なお、もっと少ない自治体数を予想したのは、事業所の情報公開については、製品内容に関する企業秘密確保の点での事業者側の反発を懸念して、認定要件としない自治体が多いのではと考えたからである。

表-1 リサイクル認定製品の認定要件

認定要件
①主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること
②廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用が促進され、製造過程等において循環負荷の低減に配慮された製品であること
③環境保全のために必要な措置が講じられ、適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること
④現在県内で販売されているもの又は申請から6ヶ月以内に県内に販売されることが確実なものであること
⑤リサイクル認定製品認定基準に適合していること
⑥製品の普及を通じて、県内の廃棄物の排出抑制及び循環資源の利用の促進について、具体的な効果が期待できるものであること
⑦県内で製造又は加工されるものであること
⑧製品に関する消費者とのコミュニケーション体制及び消費者の視点に立った適切な情報公開体制が講じられている事業所において製造された製品であること
⑨その製品の製品加工に係る事業所は生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと、およびその製品の製造に必要な法令に違反していないこと
⑩県内に事業所を有する者により、製造加工される製品であること
⑪性状不安定な廃棄物を原料とするリサイクル製品については、認定基準に適合するリサイクル製品が安定的かつ均質に製造できる技術の有するとともに、製品の品質管理のための検査体制等必要な措置が講じられている事業所において、製造加工されること
⑫認定製品認定対象品目に該当すること
⑬品質、環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合していること
⑭原材料である再生資源の入手の経路及び供給者が明らかであること

なおアンケートでも、認定対象製品として、県内

で発生した再生資源を利用することを要件としているか否かを質問した。回答 29 自治体のうち、「要件とする」と 22 自治体が回答し、「要件としない」と 7 自治体が回答した。したがって、条例等への明記の有無にかかわらず、「要件としない」と自治体がすくなくとも 7 つある。つまり、少数ながら「県内で発生した再生資源」にこだわらない自治体もあるということである。これらの自治体は、県内でのだけでなく、一般的な意味での（あるいは日本全体での）リサイクル促進を意図していると考えられる。

b) 申請者の欠格要件

申請の欠格要件を条例等に明記している自治体が 32 自治体中 3 自治体だけあった。実際に欠格要件を決めている自治体がどのくらいあるのかを明確にしたいと思いアンケートで質問した。その結果を表-3 に示す。欠格要件が「ある」自治体と、「ない」自治体は、ほぼ半々だった。

欠格要件が「ある」15 自治体には、その具体的内容も自由記述で質問した。9 自治体から回答があり、「過去 5 年に不正等があったこと」を欠格要件としている自治体が 4 自治体、「廃棄物処理違反」を欠格要件としている自治体が 3 自治体であった。これらは予想された欠格要件であるが、もっと厳しい、「重大な違法行為や地域住民とのトラブルなどを抱えているとき。県の指導や助言に対して真摯に対応しない、又はそのおそれがあるとき。県税や県及び県の機関の使用料・手数料等に未納があるとき。」を欠格要件としている自治体も 1 つあった。この自治体では過去に大規模な産廃不法投棄事件があり、それが関係しているのではと推察される。

c) 審査会の透明性

審査会の透明性を把握するため、①審査会を県民が公聴することは可能か、②審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか、③県民が審査員として、審査会に参加することは可能か、また、可能であるならばどのような方法で審査会に採用されるのか、の 3 つの事柄に焦点を当てた。

「審査会を県民が公聴することは可能か」という質問への回答結果を、表-4 に示す。「県民が審査会の公聴をできる」と回答した自治体は 27 自治体中 5 自治体存在し、20%弱にとどまった。なお、5 自治体中 1 自治体では「審査会の日を広報していないので、これまで事業者や県民からの公聴希望はない。」との回答があった。このことから、ほとんどの自治体では審査会の様子を県民に公開していないことが分かる。

「審査会の議事録は、ホームページなどで公開されているか」という質問への回答結果を、表-5 に示す。議事録を閲覧できる自治体は、27 自治体中 2 自

治体のみで、割合にすると 7%にとどまった。なお、「県民が審査会を公聴できる」を選んだ自治体と「審査会の議事録を公開している」を選んだ自治体に重なりはなかった。よって、これら両方が可となっている自治体はなく、73%の自治体は公聴を出来ず、また議事録も閲覧できないようになっている。

表-2 自治体ごとの認定要件の記載状況

自治体	認定要件(番号は表-1に対応)													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
北海道	○	○		○		○			○				○	
青森県	○		○				○							
宮城県	○						○							
秋田県	○		○		○		○		○					
山形県					○	○		○	○					
福島県	○		○	○	○	○								
栃木県	○		○	○	○				○	○				
山梨県	○		○	○	○	○								
長野県		○	○	○	○	○		○						
石川県	○		○	○	○									
岐阜県	○		○		○		○		○					
静岡県			○	○	○		○							
三重県	○				○		○		○					
福井県	○		○	○	○	○								
滋賀県	○			○	○	○			○					
大阪府	○		○	○								○		
奈良県	○		○	○	○	○			○					
和歌山県			○		○	○								
島根県			○	○	○		○							
広島県	○	○		○	○	○	○							
山口県	○		○	○	○	○	○							
徳島県	○	○	○	○	○									
香川県	○		○	○	○	○					○			
高知県	○		○	○	○	○								
福岡県				○	○				○					○
佐賀県	○		○	○	○	○				○				
大分県	○		○	○	○	○						○		
合計	20	4	20	20	23	14	9	2	8	2	1	1	1	1

表-3 申請者の欠格要件の有無(n=29)

欠格要件	回答自治体数	回答率(%)
無	15	52
有	12	41
その他	2	7
合計	29	100

表-4 県民の審査会公聴の可否(n=27)

公聴	回答自治体数	回答率(%)
否	22	81
可	5	19
合計	27	100

表-5 HP 等での審査会議事録公開の有無 (n=27)

公開の有無	回答自治体数	回答率(%)
無	25	93
有	2	7
合計	27	100

「県民が審査員として、審査会に参加することは可能か」という質問への回答結果を、表-6 に示す。

「県民が審査員として参加できる」自治体は、26 自治体中 2 自治体であり、割合で表すと 8% であった。このことから、ほとんどの自治体では、県民が認定製品決定の審査会に参加することができないようになっていることが分かる。なお、「県民が審査員として参加できる」と回答した 2 自治体に、審査員の採用方法を質問したところ、1 自治体が「公募」、残りの 1 自治体は「県から指名」であった。

なお表-4～表-6 の全てに回答した 26 自治体のうち、17 自治体 (65%) では県民が審査会の公聴をすることができず、議事録も HP 等で公開されず、審査員として参加できない。

以上より、審査会の透明性は全体的に低いと言わざるを得ない。

表-6 県民の審査員登録の可否 (n=26)

参加できるか	回答自治体	回答率(%)
否	23	88
可	2	8
その他	1	4
合計	26	100

d) 申請から認定までの時間

申請から認定までに、どのくらいの時間を要するのかが条例等からは不明確であったため、アンケートで質問した。その結果を、表-7 に示す。申請から認定までにかかる時間はおおむね 3 ヶ月という自治体が最も多く 45% を占め、短い自治体で 2 ヶ月、長い自治体でも 6 ヶ月であることがわかった。

e) 自治体による立入調査

条例等を読んでみると、リサイクル認定事業者に対する立入調査に関して記述している自治体があった。そこで、リサイクル認定事業者に対する立入調査の有無をアンケートで質問した。その結果、立入調査を実施している自治体は 31 自治体中 24 自治体であり、全体の 77% であった。多くの自治体が生立入調査を実施しているが、実施していない自治体も 23% がある。原料廃棄物の受入・保管状況など、立入

表-7 申請から認定までの時間 (n=31)

およその時間	回答自治体数	回答率(%)
2ヶ月	4	13
3ヶ月	14	45
4ヶ月	4	13
5ヶ月	3	10
6ヶ月	6	19
その他	0	0
合計	31	100

調査しないと確認困難な項目もあるため、すべての自治体を実施すべきと考える。

立入調査を実施している 24 自治体に対して、立入調査の頻度を質問した結果を、表-8 に示す。立入調査は、特に問題が発生しなくても実施する場合と、問題が発生した場合に実施する場合とがある。前者については、「一年に一回程度」と「不定期」を合わせて 63% の調査自治体を実施していた。後者については、本来 100% の調査自治体を実施すべきであろうが 42% であった。なお前者と後者をともに実施と回答したのは、5 自治体 (調査自治体の 21%) と僅かだった。

表-8 立入調査の頻度 (n=24) (複数回答式)

頻度	回答自治体数	回答率(%)
一年に一回程度	10	42
半年に一回程度	0	0
不定期	5	21
問題が発生したとき	10	42
その他	6	26

立入調査での調査内容を質問した結果を、表-9 に示す。立入調査の内容は「資料の提出」、「意見の聴取」、「製品の品質の検査」それぞれ 50% 弱の自治体を実施していた。なお「その他」の内容は、表-10 に示すように、製品によっては特殊な品質基準があり、その品質検査・又はその品質管理の検査をする自治体が多かった。そのほかは原材料の調達先等を確認するという回答もあった。

表-9 立入調査での内容 (n=24) (複数回答式)

内容	回答自治体	回答率(%)
資料の提出	11	46
意見の聴取	11	46
製品の品質の検査	10	42
その他	11	46

表-10 表-9「その他」の内容(n=10) (自由記述式)

A県	安全性の確認(試験成績書の確認)、執政どおりの行程、設備で製造しているか確認、原料となる廃棄物の受入状況の確認(マニフェスト、受入伝票等)
C県	伝票等による原材料の調達状況、製造・出荷量に分かる資料での確認、それらの資料を基に「原材料」の調達量と「製品」の生産出荷数量の均衡がとれているかなどを確認。
D県	当該製品の製造事業所における品質管理状況の確認(リサイクル資材の場合のみ)
G県	製品の安全性の検査(土壌の溶出試験の実施)
K県	原料廃棄物の保管状況、製品工程・製品の性状及び保管の状況、廃棄物処理法などの法令順守状況など
N県	製造工程(プラント)の確認、品質性能・環境安全性の試験結果の確認、原料の受入、製品の販売状況の確認、サンプルの採取
P県	製造工程等の確認、環境関連法規への対応状況確認
T県	申請内容との整合性、環境関係法令への適合状況などの確認
U県	必要に応じた製品の品質検査
AD県	品質管理の検査

f) 取消しと取下げ

自治体による認定取消し件数を聞いた。その結果を、表-11 に示す(各自治体の制度開始からの累積件数)。6割以上の自治体が過去に取消しを行っておらず、最多の自治体でも累積で4件であり、認定の取消しは、ほとんどないことがわかる。

表-11 自治体による取消し件数(n=30)

取消し件数	回答自治体数
0件	20
1件	5
2件	1
3件	3
4件	1
5件以上	0
合計	30

認定の有効期間(多くの自治体で3年間)中の、事業者から認定の取下げ件数を聞いた。その結果を、表-12 に示す(各自治体の制度開始からの累積件数)。自治体による取消し件数に比べて、事業者からの取下げ件数は多いことがわかる。なお事業者が認定取下げする理由は、製品製造を止めたこと、検査費用がかかることなどではないかと推察する。

なお定期検査についてもアンケートした。定期検査を義務づけている自治体は全体の63%であり(n=30)、義務づけている自治体にその頻度を質問したところ、76%の自治体が「一年に一回」であり一番多く、その次に多かった回答は「3ヶ月に一回」

と「2年に一回」という回答で、ともに6%であった(n=19)。

表-12 事業者からの取下げ件数(n=30)

取下げ件数	回答自治体数
0件	8
1～9件	11
10～19件	5
20～39件	2
40～59件	2
60～79件	2
80件以上	0
合計	30

g) リサイクル認定事業者への支援

自治体が認定後に、リサイクル認定事業者に対して何か支援を行っているのかを明確にするためにアンケート調査で支援の有無を質問した。回答32自治体中22の自治体、すなわち69%の自治体で、リサイクル認定事業者に対して支援を行っていることがわかった。

支援を行っている22自治体に支援内容を自由記述で質問したところ、21自治体から回答があった。回答20自治体のうち17自治体は、リサイクル認定製品の広報・啓発活動を行っているとのことであった(詳細は表-13)。ほとんどの自治体では、県のHPでのPR、パンフレットの作成を併用して行っている。それに加えてイベント・展示会でのPR、関連団体へのPRなどを行っている自治体が存在した。

回答20自治体のうち4自治体の支援内容は、広報・啓発活動以外であった(1自治体は広報・啓発活動も実施)。その内容を表-14に示す。4自治体のうち、補助金を支給する自治体が3自治体あった。その用途は、展示会への出展の資金援助をする自治体が2自治体、新規に認定を取得する事業者資金援助をする自治体が1自治体であった。残り1自治体の支援はマーケティングを含む販売事業支援の実施であった。広報・啓発活動が支援活動としてまず重要ではあるが、このような補助金も有効ではないかと推察される。

h) 公共事業での使用義務付け

リサイクル認定製品の使用が可能な際の、公共事業施工事業者へのリサイクル認定製品の使用義務づけの有無を聞いた。その結果を表-15に示す。認定製品の使用義務付けを行っている自治体は全体の41%と半数未満だった。

表-13 リサイクル認定事業者に対する広報・啓発に関わる支援内容(自由記述式)

A県	認定製品パンフレットの提供
	ホームページやパンフレットによる製品の紹介
B県	リサイクル認定制度のパンフレットを作成し、製品・事業所のPRをしている
	各種展示会への出展
	環境展示会出展
C県	パンフレットの作成・配布
	HP等による認定製品の情報提供
	県現地機関、市町村、県建設業協会、県建築士会、建築士設計事務所協会、土地改良事業団体連合会、国土交通省(地方整備局)、中部森林管理局、森林管理署、関東農政局へ制度・製品の紹介パンフレット送付
D県	市町村や県の主催する環境フェアや消費生活展等に、制度・製品の紹介コーナーやブースを出展 (H20. 4月～随時)
	商工労働部(経営支援課)の実施する県内中小ベンチャー企業の支援策(ベンチャー企業優先発注事業)の案内送付先に、当制度の認定製品製造事業者一覧を追加(認定製品製造事業者のデータを提供)
	認定製品カタログの作成・配布
E県	新聞広告、HP等での紹介
	環境関連イベントでの製品展示、展示会への認定事業者派遣
	HPに認定製品一覧を掲載、新規・更新認定された都度HPの更新をしている
O県	パンフレットを作成し、認定制度・率先利用指針等の説明会を年10回程度行っている。(建設業者、公共団体職員、民間を含めたリサイクル推進協議会で)
	HPによるPR
	PRパンフレットの作成
I県	環境イベントでのPR
	パネル・チラシ等の作成による認定製品、認定制度の普及
J県	県ホームページによる広報
	県及び市長村に対し、優先利用について依頼
L県	県民及び事業者への周知を図る
	展示会の開催
M県	パンフレットの作成・配布
	環境関連展示会への出展
N県	パンフレット等による普及啓発
	環境フェア等環境関連イベントにおける認定製品の展示等
S県	ロビーの展開催
	県のグリーン購入計画における重点調達項目
	認定製品を利用したモデル事業の実施によるPR
U県	各種イベント等の開催に合わせた認定製品の展示
	製品のパンフレットを作成し、広く配布
V県	HPを通じて、認定製品の普及啓発のため、広く情報提供を実施
	認定製品を紹介するパンフレットの作成・配布
	県のHP等への掲載
W県	県主催展示会の開催
	リサイクル認定製品のユーザーとなる業界を対象にした普及セミナーの実施
Y県	AF県中小企業技術店、環境フェアに製品を展示
AF県	パンフレットの作成、配布
	県民エコステーションやAF北部RDFセンターにおける常設展示

表-14 各自治体からリサイクル認定事業者への支援の内容(広報・啓発活動以外)(自由記述式)

P県	新規に認定を取得しようとする事業者に対する補助金交付
Y県	マーケティング調査などを含むリサイクル認定製品の販売支援事業の実施
AA県	認定事業者で組織される団体が行う普及促進を図る事業を補助
	県外で開催される展示会等に出展する際の経費を補助
AC県	AC県エコ製品出展支援補助金

表-15 リサイクル認定製品の使用が可能な際の、公共事業施工事業者へのリサイクル認定製品の使用義務づけの有無(n=32)

義務付け	回答自治体数	回答率(%)
有	13	41
無	9	28
その他	10	31
合計	32	100

「有」と回答した自治体に対して、具体的方法を質問した。その結果を表-16 に示す。仕様書や発注図書に明記することで公共事業におけるリサイクル認定製品の使用を義務付けている。また、一部の製品のみリサイクル認定製品の利用を義務づけている自治体も存在する。

「無」と回答した自治体に対しては、義務付けできない理由を質問した。その結果を表-17 に示す。義務付けをしてない自治体については、公共事業施工事業者に利用する製品の選択を委ねているようである。P 県のように、市場競争に行政が介入することを行っていることが伺える。

なお「その他」と回答した自治体に対して、その具体的内容を聞いた。その結果を表-18 に示す。「原則義務」の自治体もあるが、「努力義務、優先利用、利用推奨」としている自治体が多い。全体としては

表-16 使用義務付けの具体的方法(自由記述式)

C県	発注図書に明記
G県	一部の認定製品については、県工事において特記仕様書により仕様を義務付けている
H県	率先利用指針に基づいて、グループ分けされた資材を特記仕様書・設計図書等で指定して利用している
J県	特別・特記仕様書による優先発注
X県	特記仕様書に明示することにより工事受注者は認定製品を利用する
Z県	アスファルト関係は実施している
AC県	入札仕様書に明記している

表-17 使用義務付け「無」の理由(自由記述式)

A県	優先利用をお願いするととどまっている
I県	推奨はするが、義務づけはしていない
L県	特定の製品に限定することが難しい
O県	建設資材については、土木部の別の制度で認定・優先利用規定を設けているため
P県	義務付ける根拠がない、市場競争の原理を阻害できない
S県	義務付けまでできない

表-18 表-15「その他」の具体的内容(自由記述式)

B県	B県グリーン調達等推進方針に位置づけている
D県	率先利用方針により工事設計(積算)に努力義務
K県	土木関係部において、次のとおり実施している。①『K県県土整備部リサイクル製品利用指針』を策定し、公共工事における利用推進方針を定め、品質・価格面で一定の基準を満たすリサイクル認定製品の優先利用を行っている。②『再生材利用基準』を策定し、仕様書に示す規格に適合するもの、または同等以上の品質を有するリサイクル製品については、原則として認定の有無や経済性にかかわらず優先利用を行っている。
M県	義務ではないが、利用を推奨している
N県	利用指針を定め、優先利用の条件を満たす場合には原則義務
Q県	モデル事業として活用している
R県	優先利用に努めることとしている
T県	認定製品に限らず、リサイクル製品の利用を推奨している
U県	建設系認定品に関して、公共工事における原則利用を通知により運用
V県	優先利用に努めるよう、努力義務を条例に明記
W県	事業者には義務付けはしていないが、W県グリーン購入推進方針(全ての県機関を対象)において、「W県資源循環優良モデル認定制度で認定を受けるなど環境保全に積極的な事業者が製造し、又は販売する物品を可能な限り優先して購入すること。」にしている
Y県	積極的に利用するように促している
AA県	AA県グリーン購入調達方針で可能な限り利用することと記載。県土整備部リサイクル製品利用基準で優先利用を定めている
AB県	グリーン購入の中で優先的に利用することとしている
AD県	製品ごとに利用方針(別途資料)を定め、これによることとしている
AF県	「建築工事特記仕様書」に優先的な利用を明記

使用義務づけていない自治体と、対応にあまり差異がないことが分かる。

なお自治体内で認定制度を担当するのが環境部局で、実際の公共事業を担当するのが土木部局等と考えられるが、両者の力関係が自治体によって異なり、その違いが、使用義務付けへの自治体の対応の違いに反映しているのでは、と推察される。

① 自治体における利用実績及び利用率の把握

自治体は、リサイクル認定製品の当該自治体での利用実績を把握しているのかをアンケートで質問した結果を、表-19 に示す。69%の自治体は利用実績を把握しているが、31%と決して少なくない自治体が利用実績を把握していないことがわかった。

表-19 リサイクル認定製品の当該自治体での
利用実績把握の有無(n=32)

把握	回答自治体数	回答率(%)
有	22	69
無	10	31
合計	32	100

また自治体は、リサイクル認定製品の当該自治体での利用率（(リサイクル認定製品÷全製品)×100）を把握しているかを、アンケートで質問した結果を、表-20 に示す。把握していると答えた自治体は、31自治体中 2 自治体のみであり、全体のわずか 6%で

あった。

利用率を把握している 2 自治体に対して全体の何%利用されているのか、おおまかな数字を聞いたところ 2 自治体中 1 自治体は 30%程度で、もう 1 自治体は 70%程度であるという回答が返って来た。なお 70%程度利用していると答えた自治体は建設リサイクルのみを認定しているという特徴がある。また、表-20 で「その他」を選んだ自治体に対し、その詳細を聞いたところ、2 自治体中 1 自治体は、「公共工事全体の工事請負費・修繕費と比較すると約 1.9%となる。なお、コンクリート製品のように通常製品と同等の機能を有するものについては、値段等考慮するが利用しなければならないため、ほぼ 100%の利用と考える。」という回答があった。他の 1 自治体は、「今年度から正式に集計しているが、集計方法等の検討が必要であり、まだ、提供できない」との事であった。

以上のように、リサイクル認定製品の当該自治体での利用実績が把握されていないことが少なくなく、利用率にいたってはほとんど把握されていない。利用実績や利用率の把握は、金額ベースなのか・重量ベースなのか・数ベースなのか、当該自治体全体なのか・部局ごとなのか・品目ごとなのかなど、検討しなくてはならないことがたくさんある（アンケートではそれらは問わず、何らかの把握がされているかどうかのみ質問した）。また前述のように、自治体内で認定制度を担当するのが環境部局で、実際の公共事業を担当するのが土木部局等と考えられ、環境部局が土木部局等に利用実績や利用率の把握という「面倒な」ことを依頼する困難さも推察できる。しかし、利用実績や利用率の把握は、認定制度の評価をする上で重要と考えられるので、これらの把握ができるシステムを各実施自治体は早急に構築すべきと考える。

表-20 リサイクル認定製品の当該自治体での
利用率把握の有無(n=31)

把握	回答自治体数	回答率(%)
無	27	88
有	2	6
その他	2	6
合計	31	100

(2) リサイクル認定事業者の現状

a) リサイクル製品製造開始時期と認定制度開始時期の関係

リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期をアンケートで聞いた。三重県のリサイクル認

定事業者の結果を表-21 に、滋賀県のリサイクル認定事業者の結果を表-22 にそれぞれ示す。三重県のリサイクル認定事業者ではリサイクル製品認定制度が施行されてからリサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めたというリサイクル認定事業者が最も多く、全体の69%を占めた。一方、滋賀県のリサイクル認定事業者では、リサイクル製品認定制度が制定される前からリサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めたというリサイクル認定事業者が最も多く、全体の67%を占めた。この違いは、三重県は2001年施行、滋賀県は2005年施行という、リサイクル製品認定制度の施行時期の違いが関係しているのではと推察される。

表-21 リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(三重県) (n=35)

製造し始めた時期	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
リサイクル製品認定制度が施行されてから	24	69
リサイクル製品認定制度が制定される前から	8	23
リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から	3	8
分からない	0	0
合計	35	100

表-22 リサイクル認定製品と同等の製品を製造し始めた時期(滋賀県) (n=15)

製造し始めた時期	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
リサイクル製品認定制度が制定される前から	10	67
リサイクル製品認定制度が施行されてから	3	19
リサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から	1	7
分からない	1	7
合計	15	100

b) 認定制度施行前後でのリサイクル製品需要の変化

リサイクル製品認定制度が制定される前、またはリサイクル製品認定制度が制定されてから施行されるまでの間から、リサイクル製品と同等の製品を製造しているリサイクル認定事業者に対して、制度の施行前後でリサイクル認定製品の需要の変化を聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表-23 に示す。最も多かった回答が「変わらない」で、36%のリサイクル認定事業者を選んだ。続いて多かったのは27%のリサイクル認定事業者を選んだ「増えた」であった。このことから63%のリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度に登録したこと

によって不利益を被ることはなかったということが分かる。一方、27%のリサイクル認定事業者がリサイクル製品認定制度に登録してから「減った」とのことであった。

表-23 制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化(三重県) (n=11)

需要	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない	4	36
増えた	3	27
減った	3	27
分からない	1	10
合計	11	100

表-23 で増えた・減った・変わらない、のいずれかを選んだリサイクル認定事業者に対して、その理由も合わせて聞いた。三重県のリサイクル認定事業者の結果を表-24 に示す。「変わらない」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由の中で目立ったのが、「PR 不足」という意見であった。リサイクル認定事業者自身がリサイクル認定製品のPRを行うとともに、県に対しても、もっとPRをしてもらいたいと考えているリサイクル認定事業者が多い。検査費用が掛かるため、製品価格を下げざるを得ないリサイクル認定事業者も出現している。「増えた」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由は、「県の事業でリサイクル認定製品の需要がある」ということである。三重県では、リサイクル製品認定制度に登録しないと県の公共事業で使ってもらえない。したがって、リサイクル製品認定制度に登録してから新たに販路の拡大をすることができたと推測する。「減った」を選んだリサイクル認定事業者が考える理由としては「公共事業が減少した」ということが挙げられている。

表-24 リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由(三重県) (n=10)(自由記述式)

変わらない理由	・認定製品使用が事業者の判断に委ねられるため
	・県の利用推進の徹底不足のため
	・PR不足のため
	・検査費用が大幅にかかるようになり、通常製品より販売価格を上げざるを得なくなったため
増えた理由	・価格を上げなければならなくなったため
	・製品原料が県リサイクル認定事業者庁から排出される廃棄物であり、県発注物件で採用される様になったため
	・県の事業の増減は、リサイクル認定製品の使用が定められているため
減った理由	・公共事業が減少したため(2)
	・価格を上げなければならなくなったため

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者の需要の変化を表-25に示す。「減った」を選んだリサイクル認定事業者はなかったが、「変わらない」が64%と多く、「増えた」は36%であった。

表-25 で増えた・減った・変わらない、のいずれかを選んだリサイクル認定事業者に対して、その理由を聞いた結果を表-26に示す。三重県と比べると行政に対しての要求や改善を求める回答が多かった。これは、滋賀県では、三重県のような、県の公共事業の際にはリサイクル認定製品を使用するという決まりがないので、それを反映していると推察される。

三重県・滋賀県の両方の結果から、個別のリサイクル認定事業者すべてにおいて、リサイクル認定製品の需要が増えるわけではないことがわかる。これは、ある意味当然のことで、リサイクル認定ができたからといって公共事業での需要自体が増えるわけではなく、リサイクル認定事業者が複数あれば、事業者間の競合が生じるので、結果的に需要が増えない事業者が生じてしまうを得ない。ただし、三重県のように県の公共事業の際にはリサイクル認定製品を使用するという決まりがあれば、リサイクル認定事業者は、結果的に自社の需要が増えなくとも、それは「リサイクル認定事業者同士の競争に負けた」と理解し、不満は少ないと推察される。したがって、滋賀県をはじめ他のリサイクル認定制度実施自治体でも、こうした決まりが必要と考えられる。

表-25 制度の施行前後でのリサイクル製品の需要の変化(滋賀県) (n=11)

需要	回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない	7	64
増えた	4	36
減った	0	0
分からない	0	0
合計	11	100

c) 今後の登録継続意志の有無と理由

今後、登録し続けたいかどうかを聞いた。三重県の結果を表-27に示す。71%のリサイクル認定事業者が今後も登録を続けたいと考えている。このことから、公共事業で認定製品を選択してもらえることを期待しているリサイクル認定事業者が多いことが推察される。しかしその一方で、「費用対効果で検討していく」や「本当は制度自体に疑問を持っているが、県の問答無用の方針に負けたので」という登録を続けることに対して迷いを生じているリサイクル

認定事業者もある。なお登録をやめたいと回答した2リサイクル認定事業者から登録をやめたい理由を聞いたところ、2事業者とも検査などに費用がかかるからという回答であった。

表-26 リサイクル認定事業者が考える需要の変化の主な理由(滋賀県) (n=10) (自由記述式)

変わらない理由	・「縦割り行政」によるものと思われる。リサイクル認定制度をつくるのは環境関連部署(滋賀県では琵琶湖環境部循環社会推進課)だが、リサイクル製品を公共事業等で使用するのには建設関連部署(土木交通部)でありその間の意思統一は図られていないため
	・県・市町や事業者のリサイクルに対する意識が低く、リサイクル製品が認知されていないため(2)
	・県からの協力が全く無いため
	・県の公共事業予算の大幅削減のため
増えた理由	・公共事業などへの利用拡大がなかったため(2)
	・官公庁発注事業にも利用できるようになったから
	・滋賀県のリサイクル製品認定制度の公募条件に認定された製品をできる限り公共事業に使用する旨が記述されているため
	・他社が当社の製品に興味を持って色々なところで利用してもらっているため

表-27 今後の登録について(三重県)(n=35)

今後		回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
登録し続けたい		25	71
登録をやめたい		2	5
その他	必要最小限の製品のみ認定を維持	1	3
	費用対効果で検討していく	4	12
	5年は続けるつもり	1	3
	本当は制度自体に疑問を持っているが、県の問答無用の方針に負けたので	1	3
	具体的回答なし	1	3
合計		35	100

次に、滋賀県のリサイクル認定事業者に今後、登録し続けたいかどうかを聞いた。結果を表-28に示す。72%のリサイクル認定事業者が登録し続けたいと考えている。その他の回答は、三重県のリサイクル認定事業者と同様、登録していくか迷いを生じているリサイクル認定事業者も存在する。なお「登録をやめたい」を選んだ1事業者からその理由を聞いたところ、登録したが、効果が得られなかったという回答が返ってきた。登録する前と、登録した後で期待していた結果が得られなかったようである。両自治体とも、約7割のリサイクル認定事業者は今後も登録し続けたいと考えている。しかし残り約3

割の事業者は、登録をやめたいあるいは迷っている等であり、これらの事業者がなるべく登録継続するような方策の検討が必要と考える。

表-28 今後の登録について(滋賀県)(n=15)

今後		回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
登録し続けたい		11	72
登録をやめたい		1	7
その他	行政が使わないなら意味がない	1	7
	今後評価が県民から認められるような社会であるなら、利用が少なくとも続ける	1	7
	別にどちらでもよいように思えてきた	1	7
合計		15	100

d) 会社の変化

リサイクル製品が認定されてから会社に何か変化があったかを聞いた。三重県の結果を表-29 に、滋賀県の結果を表-30 にそれぞれ示す。

三重県のリサイクル認定事業者では、「会社内での環境意識が向上した」と回答したリサイクル認定事業者と、「変わらない」と回答したリサイクル認定事業者がともに 34%であった。30%強のリサイクル認定事業者は、リサイクル製品認定制度に登録してからリサイクルに対する考え方に変化があったようである。また、「環境に優しいイメージがついた」と回答した会社も 20%存在した。その他の回答では、「販路の縮小に多少なりとも歯止めがかかった」と回答したリサイクル認定事業者が 5 リサイクル認定事業者あり、全体の 14%になった。また、「間伐材消費への新たな取り組みを始めた」「地域木材を地域で消費するようになった」と回答したリサイクル認定事業者もあり、リサイクル製品認定制度に登録してから、良い結果に繋がったリサイクル認定事業者もあるようである。しかし一方で「県への不満が増した」という回答もあった。

なお著者らの研究室で 2004 年度に行った研究⁶⁾で、三重県のリサイクル認定事業者に上記と同じ質問をしたが、その回答結果は、「変わらない」が 35%、「会社内での環境意識が向上した」が 29%、「環境に優しいイメージが会社についた」が 7%、「その他」が 29%であった。「変わらない」を選択したリサイクル認定事業者の割合に変化はないが、「会社内での環境イメージが向上した」というリサイクル認定事業者の割合は少し増えた。また、「環境に優しいイメ

ージが会社についた」というリサイクル認定事業者の割合は 2 倍以上に増えた。

滋賀県のリサイクル認定事業者では、「変わらない」と回答したリサイクル認定事業者が最も多く、全体の 47%であった。「環境に優しいイメージが会社についた」という回答は全体の 20%、「会社内での環境意識が向上した」という回答が全体の 13%であった。その他の回答では「リサイクル製品に価値が出てきたことを実感した」というリサイクル認定事業者が 1 社あった。

このように、両自治体とも「会社内での環境意識が向上した」や「環境に優しいイメージが会社についた」というリサイクル認定事業者が少なくなく、三重県では 4 年前よりも「環境に優しいイメージが会社についた」というリサイクル認定事業者の割合は 2 倍以上に増えており、リサイクル認定事業者の育成・維持拡大は、リサイクル拡大ということ以上の意味を持つといえる。

表-29 リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(三重県)(n=35)(複数回答式)

会社の変化		回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
会社内での環境意識が向上した		12	34
変わらない		12	34
環境に優しいイメージが会社についた		7	20
その他	販路の縮小に多少なりとも歯止めがかかった	5	14
	県への不満が増した	1	3
	間伐材消費への新たな取り組みを始めた	1	3
	地域木材を地域で消費するようになった	1	3
	回答なし	1	3

表-30 リサイクル製品認定制度に登録してからの会社の変化(滋賀県)(n=15)(複数回答式)

会社の変化		回答リサイクル認定事業者数	回答率(%)
変わらない		7	47
環境に優しいイメージが会社についた		3	20
会社内での環境意識が向上した		2	13
その他	リサイクル製品に価値が出てきたことを実感	1	7
	社員の意識が変わった	1	7

e) 今後の改善点や要望

リサイクル認定事業者からの、リサイクル認定制度の今後の改善点や要望をアンケートで質問した。

三重県については 35 リサイクル認定事業者中 24 事業者から回答が返ってきた（表-31）。最も多かった回答（9 事業者）は、「費用に関する事項」で、具体的には、検査の費用がかかるということである。これは、2005 年に三重県では「フェロシルト問題」（文献 3、文献 4 参照；リサイクル認定を受けていたリサイクル認定事業者が、認定基準を超えた埋め戻し材を製造しており、その後問題となった）が発生したため、製品の認定基準が厳しくなり、より検査に費用がかかるようになったということである。JIS の基準と同等の認定基準にしてほしいという声もあった。その他、「制度に関する事項」、「需要に関する事項」などがあった。

滋賀県については、15 リサイクル認定事業者中 6 事業者からの回答が返ってきた（表-32）。滋賀県の

リサイクル認定事業者からは、「制度に関する事項」、具体的には、リサイクル認定製品を公共事業で使用するようにしてほしいという声が多かった。特に製品の性質上、公共事業でしか需要が期待できない製品もあり、行政に対する要望は多かった。また、リサイクル認定制度を実施する部署と、公共事業を実施する部署が異なるが、その 2 つの部署の間で意思疎通が行われていないという声もあった。

表-32 リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望（滋賀県）（n=6）（自由記述式）

制度に関する事項	滋賀県リサイクル製品認定制度は、平成 17 年に創設されたが使用実績は少なく、登録はしたが効果がほとんど得られていない現状である。リサイクル製品の認定は、琵琶湖環境部が行い、工事の発注は土木交通部が行うため、役所の縦割り行政の弊害が強い。当社を含め、認定を受けた製造業者（6 社）コンクリート二次製品の製造（主）は、リサイクル製品を通じて循環型社会の形成に貢献でき、滋賀県リサイクル製品利用促進協議会を設立し、県・市町にリサイクル製品の積極的な利用をお願いしている。しかし、県としては認定したが、積極的な使用を考えていないみたいだ。国土交通省では、民間などで開発された新技術が公共事業において積極的かつ円滑に活用するために、新技術情報提供システム（NETIS）を実施している。当社は、再生資材コンクリート及び再生資材コンクリート二次製品を登録しており、積極的に使用されている。
	行政機関が需要拡大施策を推進してほしい 行政側からの強い指導なくして公共工事での普及は無いものと思う
事実に密着する点	民間需要を期待しての制度だったかも知れないが、再生紐利用製品と同じで、公共機関は期待せざるを得ない。当方製品も公共事業でしか期待できない。
その他	滋賀県の認定も申請したが、県内の技術であることや認定品での不正があった事などは審査が通りにならないなどしている。認定されても価格が底値でないと利用はされにくく、認定されることにより販路を広げ、価格を下げることは出来ない 県民、市民の意識が利用につながる。制度の改善より意識改革!!

表-31 リサイクル認定事業者が考える、リサイクル製品認定制度の改善点や要望（三重県）（n=24）（自由記述式）

費用に関する事項	条例改正により検査費用の負担が多い。
	当社の三重県リサイクル認定製品（埋戻し材）の原材料は、がれき類（構築物の解体及び除去に伴い発生する廃棄物、コンクリート、アスファルト）を 7/3 程度の割合で混合し破砕してふるい分け、製造している。原材料としては全国的にも普及している再生砕石の原材料と何ら変わらない問題もないように私共は思うがテレビでも新聞紙上でも世間を騒がした〇〇産業のフェロシルト問題から三重県ではリサイクル認定製品の認定基準が変わった。
	おそろくどの製品も同様だが、供給過多の状態である。市町村レベルまでのリサイクル製品の率先利用の意識が非常に低いことが原因のひとつである。需要が少ないとコストが下げられないという悪循環が、見受けられる。安全性に関する試験費等のコストが上昇しているため、認定を辞退する業者も出ている。
	三重県では〇〇産業の問題が発生してから県の対応が「性善説」から「性悪説」に変わったようで、必要以上のチェック体制を行っており、それに伴い管理費用は増大している。JIS 同様の管理レベルでよいと考えられるが、今後そのまま推移するとリサイクル認定を取り下げる業者も出てくるかと考えられる。
	リサイクル製品認定制度は都道府県により異なりますが、JIS の範囲内での検査・管理が望ましい。
	認定更新に費用がかかりすぎる。
	フェロシルトの事があるが検査等の維持費が高く、販売額が少なく取り下げが増えていると聞く。
	現在のところ、認定を維持していく経費に比べ、売り上げが少ないため（弊社の努力に不足があるかも？）。一層の普及が望まれる。
	自治体・行政によるリサイクル開発品の積極的活用、使用推進、また、開発費などの補助制度を確かなものに限定する。審査制度の強化。
	あらゆる製品がリサイクルや非リサイクルの選択肢で選んで使うものである以上、単に良みに頼った「義務」を求めるだけでなく、何らかの優遇措置などの「権利」をセットにしなと経済活動と共に循環する制度として定着させることは難しいと思う。
制度に関する事項	ストックヤードの確保、データ処理の業務が増えた。
	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による制限 ② 制度の所轄部署と制度利用部署との関係 ③ 県制度の広域利用への問題
	認定制度を作る側の人が制度そのものを止めたいと言っている。官が作るものではない、新しい形が必要であると思う。
	農業関係資材については公共性に乏しいため、周知に工夫が必要であると思う。
	県の認定部署と購入部署の温度差がない積極的な取組み。関係書類の簡素化。
需要に関する事項	製品の品質に対しての認定をしてほしい。
	発注者の意向を受けて対応するのが現状で、リサイクルへの取り組みは受身ではないだろうか。公共工事の減少による「リサイクル製品使用」だけが進むと製造メーカーとしては苦しい。堅い意見である。
	都道府県と国の温度差。※国は県認定のリサイクル製品を購入しない。
	国の公共事業で使用して欲しい。
	リサイクル製品に対する民間での認知が低く、使用件数が少ないため、この方面に対する PR が必要かと思われる。
その他	リサイクル製品の利用は、県条例で定められているが、県の職員の中にはまだ十分に理解されていない。職員にもっと PR が必要。
	当然バージン材に比べれば品質が劣ると思われるが、最近リサイクル材についてもいろいろな条件がついてくるのが疑問に思われる。 本当に無駄であるならリサイクル製品など作らず、もっと有効な使用方法を考えたい。 ベントボイルをベント化する業者が三重県内に今年よりかなり認定を取り消さなければならぬ状況にある。まだ在庫があるのが当社としては継続をお願いしているが、県内で製造していれば継続してもいいと思っている。

4. まとめ

リサイクル製品認定制度に関する自治体の実施実態及びリサイクル認定事業者の現状を、それぞれ全国の実施自治体及び三重県・滋賀県のリサイクル認定事業者へのアンケート調査によって調べた。その結果、主に以下の 8 点が明らかになった。

- ① 65% の自治体では、県民が審査会の公聴をすることができず、議事録も HP 等で公開されず、審査員として参加できない。そのため審査会の透明性は全体的に低いと言わざるを得ない。
- ② 69% の自治体は、リサイクル認定事業者に対して支援を行っている。ただし、支援内容はほとんどがリサイクル認定製品についての広報・啓発に関する支援であり、補助金等の支援を行っている自治体は少ない。
- ③ 公共事業の際に認定製品の使用を義務付けている自治体は 41% であり、半数未満であった。なお義務付けの方法は、仕様書や発注図書への明記であった。
- ④ リサイクル認定製品の自治体での利用実績を把握している自治体は 69% であり、約 3 割の自治体は利用実績を把握していない。またリサイクル認定製品の自治体での利用率を把握している

自治体は、わずか6%であった。

- ⑤リサイクル製品認定制度施行後にリサイクル製品の需要が増えた事業者は、三重県・滋賀県ともに3割前後と少なかった。
 - ⑥三重県・滋賀県ともに、約7割のリサイクル認定事業者が今後、リサイクル製品認定制度に登録し続けたいと考えている。しかし残り約3割の事業者は、登録をやめたいあるいは迷っている等であり、これらの事業者がなるべく登録継続するような方策の検討が必要と考える。
 - ⑦三重県・滋賀県ともに、「会社内での環境意識が向上した」や「環境に優しいイメージが会社についた」というリサイクル認定事業者が少なくなく、三重県では4年前よりも「環境に優しいイメージが会社についた」というリサイクル認定事業者の割合は2倍以上に増えており、リサイクル認定事業者の育成・維持拡大は、リサイクル拡大ということ以上の意味を持つといえる。
 - ⑧三重県のリサイクル認定事業者の多くは、検査費用の負担を減らすこと、滋賀県のリサイクル認定事業者の多くは、リサイクル認定製品をもっと公共事業に取り入れることを要望している。
- 今後、リサイクル製品認定制度の実施自治体は、審査会の透明性をもっと高め、リサイクル認定事業者への支援を強化し（検査費用負担軽減など）、環境部局と土木部局等との連携を図りつつ、利用実績や利用率が把握できるシステム構築をし、可能な限り

リサイクル認定製品の公共事業での使用義務付けを進めるべきである。なお、リサイクル認定事業者の現状について、本研究では三重県・滋賀県のための調査にとどまったが、今後両県以外に関しても調査し、より全国的な現状把握が必要である。

参考文献

- 1) 島瀬康史：宮城県におけるリサイクル認定制度，いんだすと，Vol.18，No.9，pp.2-5，2003.
- 2) 真伏秀樹：三重県におけるリサイクル認定制度，いんだすと，Vol.18，No.9，pp.6-9，2003.
- 3) 若林智憲：リサイクル製品の環境安全性に関する事例調査研究—三重県リサイクル製品認定制度における環境安全性の確保手法について—，平成19年度廃棄物学会研究討論会講演論文集，pp.8-13，2007.
- 4) 宮脇健太郎，大迫政浩，倉倉宏史：都道府県等におけるリサイクル製品認定制度の現状と課題—制度調査と問題事例—，廃棄物学会誌，Vol.18，No.3，pp.182-193，2007.
- 5) 都築淳，山口直久，大迫政浩：道府県等リサイクル製品認定制度に関する実態調査，第19回廃棄物学会研究発表会講演論文集，pp.138-140，2008.
- 6) 小西和正：自治体におけるリサイクル認定制度の実態と効果の解明に関する研究，滋賀県立大学環境科学部環境計画学科環境社会計画専攻卒業論文，2005.

A STUDY ON THE PRESENT CONDITION OF LOCAL GOVERNMENT AND RECYCLING COMPANY ON CERTIFICATION SYSTEM OF RECYCLED PRODUCTS

Yumiko SONODA and Ken KANAYA

Purpose of this research is to clear the present condition of local government and recycling company on certification system of recycled products. Method of this research is questionnaire survey to local governments introducing the certification system and recycling companies in Mie prefecture and Shiga prefecture. Findings of this research are as follows:

1. In 65% of local governments, transparency of the examination committee is very low.
2. 69% of local governments support recycling companies.
3. 41% of local governments require the use of certified products in public works projects.
4. 69% of local governments know the actual use of certified products in the local government. And only 6% of local governments know the ratio of use of certified products in the local government.
5. Many recycling companies in Mie prefecture hope to reduce the burden of examination fees. And many recycling companies in Shiga prefecture hope to promote the use of recycled products in public works projects.